主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいう点を含めて、すべてその実質は単なる法令違反の 主張であり、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、<u>同法四三〇条二項にいう「職務執行地」とは不服のある処分の行われた地</u> <u>と解すべきである</u>から、原決定が本件準抗告は管轄のない裁判所に申し立てられた 不適法なものであるとしてこれを棄却したのは、相当である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五四年四月三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	戸	田		弘
裁判官	ব	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	Щ		亨
裁判官	中	村	治	朗